

公 告

塩尻市水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので公告します。

令和8年7月30日

塩尻市長 百 瀬 敬

1 業務概要

(1) 業務名称

塩尻市水道料金等徴収業務委託

(2) 目的

本市は、現業務委託の期間が令和9年3月31日に満了することに伴い、次期委託先を選定する公募型プロポーザルを実施する。本プロポーザルは、本市の上下水道事業における料金徴収業務をより効率的かつ安定的に運営し、市民サービスのさらなる向上を実現し得る、高い専門性と実績を有する事業者の選定を目的とする。

(3) スケジュール※1

	内 容	日 程
1	実施要領等の公表	令和8年 7月30日(木)
2	質問書の受付期限	令和8年 8月 7日(金)
3	質問書の回答	令和8年 8月18日(火)
4	参加表明書等の提出期限	令和8年 8月25日(火)
5	提案書又は辞退届の提出期限	令和8年 9月14日(月)
6	一次審査(書類審査)実施	令和8年 9月16日(水)から 令和8年 9月29日(火)まで
7	一次審査結果通知	令和8年10月 1日(木)※2
8	二次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年10月16日(金)(予定) (事前にプレゼンテーション及びヒア リング参加要請書を送付)
9	二次審査結果通知	令和8年10月21日(水)※2
10	最終結果通知	令和8年11月下旬※2
11	契約締結	令和8年12月中旬※2
12	準備期間	契約締結日から 令和9年 3月31日(水)まで
13	委託業務開始	令和9年 4月 1日(木)

※1 受付期間及び提出期限等における受付時間は、いずれも開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

※2 状況により日程が前後する場合がある。

2 参加資格

本委託業務の遂行に必要な能力を有し、参加表明書提出日時点において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 塩尻市入札資格者に係る入札参加指名停止措置規定(平成24年訓令第5号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 塩尻市暴力団排除条例(平成24年塩尻市条例第7号)第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 令和7・8・9年度入札参加資格者の「上下水道等維持管理」に登録がある者であること。なお、名簿に登録されていない者が本プロポーザルに参加することを妨げないものとするが、受託候補者となった場合は、契約の締結前に資格者名簿への登録ができる者であること。
- (7) 本委託業務と同種の業務について、給水人口5万人以上の水道事業者から、平成28年4月1日以降に契約を開始し、3年以上継続して受託した実績を有する者であること。

3 関係会社の参加制限

本プロポーザルへ参加する者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、いずれか1者に限り参加できるものとする。

- (1) 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (3) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (5) 官公需適格組合とその構成員の関係にある場合

4 その他

提案、選考、契約、業務委託等の詳細については、「塩尻市水道料金等徴収業務委託プロポーザル実施要領」、「塩尻市水道料金等徴収業務委託評価基準書」、「塩尻市水道料金等徴収業務委託仕様書」を参照すること。

5 担当課

塩尻市水道事業部上水道課総務係

〒399-0786 長野県塩尻市大門七番町3番3号

電話番号 0263-52-0280（代表）

電子メール josui@city.shiojiri.lg.jp